

## 令和6年度三沢市結婚新生活支援金 Q & A

### 【目次】

1. 支援金の申請について . . . . . Q1-1~4
2. 対象世帯について . . . . . Q2-1~6
3. 夫婦の所得について . . . . . Q3-1~2
4. 支援金の額について . . . . . Q4-1
5. 対象経費（住居費）について . . . . . Q5-1~5
6. 対象経費（引越費用）について . . . . . Q6-1~2
7. 対象経費（リフォーム費）について . . . . . Q7-1~5
8. 昨年度交付決定額が上限に満たなかった場合  
【特例対象世帯】について . . . . . Q8-1~3

## 1. 支援金の申請について

Q1-1	申請書はどこでもらえますか？
A	三沢市役所本館2階政策調整課で配布しているほか、三沢市ウェブサイトからダウンロードできます。
Q1-2	申請者は夫婦のどちらでもいいでしょうか。
A	世帯主が申請してください。なお、提出の際は夫婦どちらが来ていただいても構いません。
Q1-3	「新婚世帯全員の住民票」とは、いつ時点のものを提出すればいいでしょうか。
A	申請日以前30日以内に取得したものをご提出ください。なお、住民票の住所地在夫婦が同居する住所となっていることをお確かめください。取得日については戸籍謄本、納税証明書も同様に30日以内となりますのでご確認ください。
Q1-4	申請の際、ハンコは必要ないのでしょうか。
A	申請書への押印は不要です。ただし、請求書への押印は必要となりますので、提出時はよくお確かめください。

## 2. 対象世帯について

Q2-1	三沢市で婚姻届を提出した夫婦が対象ですか。
A	<p>婚姻届の提出先はどちらでも構いません。対象となるのは、下記①～③のすべてに該当する新婚世帯です。</p> <p>①「夫婦共に、婚姻届提出時点で三沢市民であり、婚姻後も引き続き三沢市民であること」          ②「夫婦共に、婚姻届を受理された時点で39歳以下であること」          ③「夫婦の令和5年分の所得合計が500万円未満であること」</p> <p>また、夫婦のいずれかが次の項目に該当する場合は、対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に三沢市又は他自治体において、同様の趣旨の補助金等の交付を受けたことがある場合 ※特例対象世帯を除く</li> <li>・公営住宅等の公的賃貸住宅を賃借している場合</li> <li>・社宅、官舎、寮等の事業主から貸与されている住宅を賃借している場合</li> <li>・3親等以内の親族が所有する住宅又は賃貸住宅を賃借している場合</li> <li>・3親等以内の親族が役員である法人が所有する住宅又は賃貸住宅を賃借している場合</li> <li>・国、県及び市等から受けた移転補償、損害補償及び支援金等により住宅を賃借している場合</li> <li>・納期の到来した市区町村税その他納付すべき公共料金を滞納している場合</li> <li>・三沢市暴力団排除条例に規定する暴力団員に該当する場合</li> </ul>
Q2-2	令和6年1月1日より前に婚姻届を提出し、受理された場合は対象となりますか。
A	<p>対象となりません。</p> <p>対象となるのは、令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を受理された夫婦です。</p>
Q2-3	夫（妻）は三沢市に住民登録をしていますが、妻（夫）が他の自治体に住民登録をしている場合は対象となりますか。
A	<p>婚姻時点で夫婦共に三沢市民でなければ対象とならず、婚姻後も継続して三沢市民である必要があります。          （※婚姻と同時に三沢に転入される場合は対象となります。）</p> <p>また、申請時点で夫婦が住民票上同一世帯であり、同居していることも要件となります。</p>
Q2-4	夫婦ともに申請時点では三沢市に住民登録をしていますが、申請直後転勤のため市外に引越予定の場合、対象となりますか。
A	<p>対象となりません。</p> <p>申請後も引き続き三沢市民である方が対象です。</p>
Q2-5	再婚の場合は対象となりますか。
A	<p>対象となります。</p> <p>ただし、夫婦の一方又は双方が、過去に本支援金と同様の趣旨の補助金等の交付を受けたことがある（他の自治体含む）場合は、対象となりません。</p>
Q2-6	夫婦別世帯の場合は対象となりますか。
A	<p>対象となりません。</p> <p>住民票上同一世帯であり、同居している夫婦が対象となります。同一世帯かどうかは、提出書類の「新婚世帯全員の住民票」で確認します。</p>

### 3. 夫婦の所得について

Q3-1	「新婚世帯の所得が500万円未満であること」とは、どのように確認すればいいでしょうか。
A	夫婦それぞれの令和5年分の所得証明書に記載されている所得金額（控除後のもの）を合算し、500万円未満かどうかご確認ください。 【Q3-2参照】

Q3-2	所得証明書とは、いつ時点のものですか。また、どこで取得できますか。
A	以下①、②をご確認ください。 ①令和5年分（令和5年1月1日から令和5年12月31日）の所得証明書をご提出ください。 ②令和6年1月1日に住所を置いていた自治体で取得してください。

### 4. 支援金の額について

Q4-1	いくらもらうことができますか。
A	対象期間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）内に発生し、支払いを終えた住居費、引越費用及びリフォーム費を合算した額のうち、30万円まで支援します。 ただし、夫婦ともに29歳以下の場合は最大60万円まで支援します。

### 5. 対象経費（住居費）について

Q5-1	どのような費用が「新居に係る住居費」の対象となりますか。
A	賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料が対象経費となります。 また、以下の項目は対象外経費となりますのでご注意ください。 ・駐車場代 ・入居前のクリーニング代 ・更新手数料 ・鍵交換費用 ・ペット敷金 ・光熱水費 ・火災保険料、家財保険料 ・契約一時金、保証料 ・設備購入代 ※対象外経費は必要に応じて、随時追加することがあります。

Q5-2	賃料に駐車場代が含まれている場合はどうなりますか。
A	契約書等により駐車場代相当額を確認し、当該金額を月々の賃料から控除した額を対象経費として算出します。

Q5-3	婚姻前から同居している場合又は夫婦の一方が婚姻前から賃借している住宅に婚姻後に同居した場合について、対象となる費用を具体的に教えてください。
A	別添「賃借費についての参考資料」イ～エをご確認ください。

Q5-4	夫婦の一方又は双方の親等が同居する場合は対象となりますか。
A	賃貸借契約書の名義人が夫婦のいずれかであり、賃料等の支払いも夫婦が行っている場合には、親等と同居していても対象となります。

Q5-5	賃料を前払いした場合は対象経費となりますか。
A	対象となります。 ただし、対象期間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）内に賃借し、支払った費用に限ります。 例) ①令和6年5月分家賃～令和7年3月分家賃を令和6年4月末に支払 ⇒全て対象 ②令和6年10月分家賃～令和7年9月分家賃を令和6年9月末に支払 ⇒令和6年10月分～令和7年3月分家賃は対象 ※②の場合、前払分から令和7年4月分～令和7年9月分家賃の合計額を差し引いた額が対象経費となります。

## 6. 対象経費（引越費用）について

Q6-1	どのような費用が引越費用の対象となりますか。
A	対象期間（令和6年4月1日から令和7年3月31日）内に対象住宅へ引っ越し、支払った費用が対象となります。
Q6-2	婚姻を前提に、令和6年2月に引越業者を利用し、令和6年4月に料金を支払いました。この場合は、引越費用の対象となりますか。
A	対象となりません。 対象期間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）内に実施、支払をした費用が対象経費となります。

## 7. 対象経費（リフォーム費）について

Q7-1	婚姻日より前に契約したリフォーム工事は対象となりますか？
A	対象期間（令和6年4月1日～令和7年3月31日）内に契約、実施、支払をしたものであれば対象となります。契約日等は提出書類の「リフォームに係る契約書の写し」で確認します。
Q7-2	賃貸物件のリフォーム工事も対象となりますか？
A	対象となります。 ただし、本来貸主が負担すべき費用でないことを確認しますので、「リフォームに係る契約書の写し」に加え「賃貸借契約書の写し」も併せてご提出ください。
Q7-3	リフォームする住宅の所有者が父（母）ですが、この場合でも対象となりますか？
A	対象となります。 ただし・・・ ア) 夫婦の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること イ) 夫婦がリフォーム工事を契約し、その費用を支払っていることが要件となります。
Q7-4	対象外経費にはどんなものがありますか？
A	対象外経費は以下のとおりです。 工事費・・・倉庫・車庫に係る工事費、外構工事費（門、フェンス、植栽等） 家電購入/設置費・・・エアコン、洗濯機等 ※必要に応じて随時追加することがあります。
Q7-5	本支援金と併せて、三沢市の「住宅リフォーム事業費補助金」を併用して申請することは可能ですか？
A	基本的に併用不可となります。 ただし、リフォーム以外の費用（住居費、引っ越し費用）については併用できますので、申請前にお問い合わせください。

8. 昨年度交付決定額が上限額に満たなかった場合【特例対象世帯】について

Q8-1	昨年度申請していない場合でも対象となりますか？
A	対象となりません。 昨年度三沢市から交付決定を受けている世帯のみ申請することができます。
Q8-2	申請できる対象経費（住宅の賃借費等）を教えてください。
A	特例対象世帯は昨年の補助対象項目のみ申請することができます。
Q8-3	特例対象世帯の申請に必要な書類を教えてください。
A	申請に必要な書類は以下のとおりです。  <ul style="list-style-type: none"> <li>・新婚世帯全員の住民票謄本</li> <li>・夫婦の納税証明書（令和6年1月1日時点の住所地から申請日前30日以内に取得したもの）</li> <li>・夫婦の住宅手当支給証明書（様式第2号）</li> </ul> ※無職の場合は、無職を証明する書類（離職票等）をご提出ください。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象経費に係る領収書等の写し</li> </ul> <b>【住宅をリフォームした場合】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォームに係る契約書の写し</li> <li>・施工箇所の着工前後の写真</li> </ul> ※必要に応じて追加で書類をご提出いただく場合がございます。